

恵庭市物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月10日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第1号

恵庭市物品管理規則の一部を改正する規則

恵庭市物品管理規則（平成9年規則第13号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条（略） （定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（3）（略） （4）備品 その性質又は形態を変えることなく、比較的長期にわたり継続して使用できるものであって、<u>購入金額又は取得時の評価価格が1万円以上のもの及び償却期間が3年以上のもの（第6号から第8号までの規定に該当するものを除く。）</u>（次号の消耗品に該当するものであって、<u>市長が備品とすべきと特に認めるものを含む。）</u>をいう。 （5）消耗品 使用により、その形態を変え、又はその全部若しくは一部を消耗するもの（<u>次号の規定に該当するものを除く。）</u>をいう。 （6）～（9）（略） 第3条～第5条（略） （物品管理者の設置） 第6条（略）	第1条（略） （定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（3）（略） （4）備品 その性質又は形態を変えることなく、比較的長期にわたり継続して使用できる物をいう。ただし、<u>購入金額又は取得時の評価価格が1万円未満のもの及び償却期間が3年以内のものは、市長が必要と認めるものを除き、全て消耗品とする</u> _____。 （5）消耗品 使用により、その形態を変え、又はその全部若しくは一部を消耗する物をいう _____。 （6）～（9）（略） 第3条～第5条（略） （物品管理者の設置） 第6条（略）

現行	改正案
2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、IT 資産に係る物品管理者は総務部総務課長_____を、防災備品に係る物品管理者は総務部基地・防災課長を、学校備品に係る物品管理者は教育委員会教育部教育総務課長をもって充てる。 4～6 (略) 第 7 条～第 9 条 (略) (物品の区分及び帳簿) 第 10 条 物品は、次に掲げる区分に従い、品名別に整理しなければならない。 (1) 備品_____ (2) IT 資産 (3) 防災備品 (4) 学校備品 (5) 消耗品 (6) 材料品 (7) 動物 (8) 不用品 2 (略) 3 総務部総務課長_____は IT 資産に係る帳簿を、総務部基地・防災課長は防災備品に係る帳簿を、教育委員会教育部教育総務課長は学校備品に係る帳簿を作成し、その副本を会計管理者に提出しなければならない。 第 11 条・第 12 条 (略) (購入等に伴う受入れ) 第 13 条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、IT 資産に係る前項の確認及び受入れについては、それぞれの課等の課長等が行うことができる。この場合において、当該課長等は、速やかに IT 資産の受入通知書(様式第 1 号)を総務部総務課長_____に提出し、当該 IT 資産を総務部総務課長	2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、IT 資産に係る物品管理者は総務部情報政策室情報政策課長を、防災備品に係る物品管理者は総務部基地・防災課長を、学校備品に係る物品管理者は教育委員会教育部教育総務課長をもって充てる。 4～6 (略) 第 7 条～第 9 条 (略) (物品の区分及び帳簿) 第 10 条 物品は、次に掲げる区分に従い、品名別に整理しなければならない。 (1) 備品(IT 資産、防災備品、学校備品を除く。) (2) IT 資産 (3) 防災備品 (4) 学校備品 (5) 消耗品 (6) 材料品 (7) 動物 (8) 不用品 2 (略) 3 総務部情報政策室情報政策課長は IT 資産に係る帳簿を、総務部基地・防災課長は防災備品に係る帳簿を、教育委員会教育部教育総務課長は学校備品に係る帳簿を作成し、その副本を会計管理者に提出しなければならない。 第 11 条・第 12 条 (略) (購入等に伴う受入れ) 第 13 条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、IT 資産に係る前項の確認及び受入れについては、それぞれの課等の課長等が行うことができる。この場合において、当該課長等は、速やかに IT 資産の受入通知書(様式第 1 号)を総務部情報政策室情報政策課長に提出し、当該 IT 資産を総務部情報政策

現行	改正案										
_____に引き渡さなければならない。 第 14 条～第 21 条 (略) (不用品の処分) 第 22 条 (略) 2 (略) 3 それぞれの課等の課長等は、IT 資産が不用となった場合は総務部総務課長_____に IT 資産不用決定通知書(様式第 7 号)を提出するとともに、当該 IT 資産を引き渡さなければならない。 第 23 条～第 26 条 (略) 別表(第 5 条関係) <table border="1"> <tr> <td>総務部総務課長</td><td>ファイリングに係る物品 及び IT 資産</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </table>	総務部総務課長	ファイリングに係る物品 及び IT 資産	(略)		<u>室情報政策課長</u>に引き渡さなければならない。 第 14 条～第 21 条 (略) (不用品の処分) 第 22 条 (略) 2 (略) 3 それぞれの課等の課長等は、IT 資産が不用となった場合は総務部情報政策室情報政策課長<u>に IT 資産不用決定通知書(様式第 7 号)を提出</u>するとともに、当該 IT 資産を引き渡さなければならない。 第 23 条～第 26 条 (略) 別表(第 5 条関係) <table border="1"> <tr> <td>総務部総務課長</td><td>ファイリングに係る物品</td></tr> <tr> <td>総務部情報政策 室情報政策課長</td><td>IT 資産</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </table>	総務部総務課長	ファイリングに係る物品	総務部情報政策 室情報政策課長	IT 資産	(略)	
総務部総務課長	ファイリングに係る物品 及び IT 資産										
(略)											
総務部総務課長	ファイリングに係る物品										
総務部情報政策 室情報政策課長	IT 資産										
(略)											

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

